

事件番号 平成25年(ワ)第7963号 損害賠償請求事件

原告 戸田 久和

被告 宮井 将

準備書面 (1)

2013(平成25)年9月20日

大阪地方裁判所民事第24部1係A 御中

原告

戸田 久和(とだ ひさよし)

被告が9月10日付けで提出した「答弁書」に対する反論として、これを提出する。

記

- 1: 被告答弁書は、被告の無反省と居直り、異様なまでのウソ詭弁体質と自己中心性を如実に示している。「盗人猛々しい」とはまさにこのことであり、厳重な処罰の必要性が一層明らかになった。

眼鏡の価額は刑事告訴時から確定しているのであり、「眼鏡の弁済金額が分からなかった」という被告主張は、被告の極端なウソつきぶりを端的に示す事例である。

被告が挙げる「謝罪や弁償をしない理由」はことごとく正当な理由たり得ない。

- 2: もしも被告が「答弁書」のごとく「襲撃していない」、「集団暴行の中での眼鏡窃盗というのは不知」、「そもそも原告達の犯罪行為がなければ、当該事件は起こらなかった」、等々の無反省な主張をしていれば、「略式起訴・略式裁判で罰金10万円の処分」という結果はあり得なかった事は社会常識に照らして明白である。

被告が「略式裁判で罰金10万円の処分」となったのは、被告が逮捕後に原告への襲撃の中での眼鏡窃盗の事実を認め、さらに検事調書では警察調書での「戸田」との呼び捨てを改めて原告を「戸田さん」と呼び、「戸田さんにも迷惑をかけたと思っています。戸田さんに対しては弁償したいと思っています」としおらしい態度を取ったからこそであって、原告に謝罪も弁済も全くしないで「罰金を払ったからもう原告から非難されたり賠償を求められたりする謂れはない」という態度を取るのは、裁判官を騙した行為として断罪されなければならない。

被告の悪質な2枚舌や虚偽主張を明らかにするために略式裁判の全記録を請求する。

- 3: 被告が原告への襲撃に加わり、その中で眼鏡を窃盗した事は明白な事実である。いったい被告はどうやって原告の眼鏡を入手したというのか? 窃盗翌日の廃棄だけを器物損壊として起訴されたのは担当検事の悪しき政治判断の結果であって、謝罪も弁償もしない被告を「眼鏡泥棒!」と原告が非難する事を非難される謂れは全く無い。

- 4: 刑事裁判で有罪確定したから賠償・慰謝料請求の根拠が一層高まったのであって、「刑事裁判の判決に従ったから民事で慰謝料請求される理由がない」という被告の主張は、被告の非常識さと責任感や誠意の無さを示しているに過ぎない。

- 5: 原告が賠償請求を起こしたのは、ひとえに被告が当然に行なうべき謝罪も弁償もしないからである。「検察の判断や措置への不満」は被告のそのような行状を生み出した背景説明として行なっているに過ぎないのであって、被告の主張は話のすり替えである。

- 6: 裁判官には真実の把握と被告への厳しい判断をお願いします。(以上)